



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県青少年保護育成条例に基づく団体の指定（青少年・児童家庭課） 1
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認（農政経済課） 2
- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） 2
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） 2
- 指定管理者の指定・2件（観光振興課） 6
- 事業の認定（用地課） 7
- 都市計画事業の変更の認可・4件（道路街路課） 8
- 公有水面埋立しゅん功認可・2件（港湾課） 9
- 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び構造の認定の取消し（建築指導課） 12

公 告

- 技能検定の実施（雇用労政課） 12
- 都市計画の変更の案の縦覧・4件（都市計画・モノレール課） 14
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 15

告 示

沖縄県告示第114号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第2項第3号の規定により、同号に規定する団体として、次のとおり指定した。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 団体の名称及び事務所の所在地
 - (1) 名称 日本映像倫理審査機構
 - (2) 事務所の所在地 東京都千代田区平河町1丁目7番3号半蔵門堀切ビル3階
- 2 指定年月日 平成21年3月3日
- 3 当該団体が青少年への閲覧又は視聴を不相当とした図書等の表示方法 当該図書等の包装の表面に当該団体が定める次の様式を貼り付ける。



沖縄県告示第115号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年 3月 3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 農地保有合理化法人の名称 沖縄県農業協同組合
- 2 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類 農地売買等事業及び研修等事業
- 3 変更の承認年月日 平成21年 2月 19日

沖縄県告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり南風原町宮平土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成21年 3月 3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏 名	住 所
照屋松吉	南風原町字宮平190番地の2
仲里源栄	南風原町字宮平35番地
赤嶺行助	南風原町字宮平18番地
中村毅	南風原町字宮平68番地
赤嶺信助	南風原町字宮平112番地
大城保忠	南風原町字宮平43番地
津波古充輝	南風原町字宮平783番地の7

沖縄県告示第117号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成21年 3月 3日から同月23日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県南部農林土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。

平成21年 3月 3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 出願書受理年月日 平成20年10月31日
- 2 出願の概要
 - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - ア 出願人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - イ 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
 - (2) 埋立区域
 - ア 位置
 - (ア) A区域 沖縄県糸満市西崎町一丁目12番2、12番1及び3番26に接する無地番地の地先公有水面並びに同市西川町3番25、3番2、3番28、2番18、2番10、3番、2039番51、2039番43、2039番50、同市字糸満2039番55、29番1、29番2及び29番3の地先公有水面
 - (イ) B区域 沖縄県糸満市西崎町一丁目4番12及び4番11の地先公有水面
 - (ウ) C区域 沖縄県糸満市字糸満1943番63、1943番65及び平成13年6月21日付け沖縄県指令農第781号で竣工認可された埋立地の地先公有水面

(エ) D区域 沖縄県糸満市西川町3番2、3番28、2番18、2番10、3番、2039番51、2039番43、2039番50、同市字糸満2039番55、29番1及び29番2の地先公有水面

イ 区域

(ア) A区域 次の各地点のうち①の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から㉒の地点までを順次に結ぶ糸満市字糸満29番3、29番1及び29番2と公有水面との境界線、㉓の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線、㉕の地点から㉖の地点までを順次に結ぶ糸満市西川町3番2、3番25及び同市西崎町一丁目3番26と公有水面との境界線、㉗の地点から㉘の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位(D.L.+2.20メートル)における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と㉙の地点を結ぶ平成19年7月9日付け沖縄県指令農第569号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D.L.+2.39メートルにより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点英3照屋城(北緯26度07分56秒8638、東経127度40分41秒6617)から275度31分24秒1236.47メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から69度43分51秒27.17メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から114度43分51秒44.05メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から69度54分05秒29.11メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から339度54分08秒2.94メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から69度54分05秒7.06メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から339度54分13秒22.40メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から69度54分14秒9.61メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から339度54分14秒0.58メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から69度54分14秒20.02メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から341度36分55秒0.08メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から71度36分55秒4.01メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から73度06分22秒10.03メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から76度45分24秒10.05メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から80度53分47秒10.05メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から86度00分42秒10.06メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から91度09分38秒10.06メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から96度18分33秒10.06メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から101度27分34秒10.06メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から106度36分27秒10.06メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から111度45分28秒10.06メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から116度54分09秒10.06メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から122度03分17秒10.06メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から127度12分12秒10.06メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から132度19分31秒6.38メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から222度19分31秒0.08メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から132度19分31秒16.47メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から157度05分36秒25.33メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から247度05分36秒0.58メートルの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から157度05分18秒9.60メートルの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から247度05分18秒22.40メートルの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から157度05分18秒6.40メートルの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から193度30分01秒52.68メートルの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から46度08分03秒34.94メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から104度02分15秒22.68メートルの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から18度17分26秒8.26メートルの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から284度18分43秒15.17メートルの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から15度57分43秒50.53メートルの地点

㉔の地点	㉔の地点から105度33分16秒3.88メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から335度45分49秒10.11メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から331度25分44秒10.11メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から327度05分41秒10.11メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から322度45分39秒10.11メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から318度25分37秒10.11メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から314度05分35秒10.11メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から309度45分32秒10.11メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から305度25分30秒10.11メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から301度05分28秒10.11メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から296度45分26秒10.11メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から292度25分23秒10.11メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から288度05分21秒10.11メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から283度45分19秒10.11メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から279度25分17秒10.11メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から275度05分14秒10.11メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から270度45分12秒10.11メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から266度25分10秒10.11メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から262度05分08秒10.11メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から270度52分01秒6.12メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から290度22分17秒6.12メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から228度28分08秒1.27メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から233度11分51秒4.87メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から238度23分06秒9.82メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から248度22分49秒4.92メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から249度24分27秒4.67メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から248度50分09秒39.69メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から178度41分28秒0.51メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から249度45分02秒79.88メートルの地点

(イ) B区域 次の各地点のうち㊿の地点から㊿の地点までを順次に結んだ線、㊿の地点から㊿の地点までを順次に結ぶ平成19年7月9日付け沖縄県指令農第569号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D.L.+2.39メートルにより決定)、㊿の地点から㊿の地点までを順次に結ぶ糸満市西崎町一丁目4番11及び4番12と公有水面との境界線並びに㊿の地点と㊿の地点を結ぶ糸満市西崎町一丁目4番12と公有水面との境界線により囲まれた区域

㊿の地点	四等三角点英3照屋城(北緯26度07分56秒8638、東経127度40分41秒6617)から271度01分59秒1436.73メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から69度46分59秒29.98メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から339度46分19秒17.59メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から69度46分19秒0.63メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から47度16分19秒1.36メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から2度16分19秒1.36メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から339度46分19秒6.94メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から32度19分20秒2.58メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から282度10分04秒3.12メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から249度52分36秒1.11メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から165度58分50秒0.31メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から249度38分55秒30.04メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から159度50分24秒14.66メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から239度23分26秒0.58メートルの地点

(ウ) C区域 次の各地点のうち㊸の地点から㊽の地点までを順次に結んだ線、㊽の地点から㊾の地点までを順次に結ぶ平成13年6月21日付け沖縄県指令農第781号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.68メートルにより決定)、㊾の地点から㊿の地点までを順次に結ぶ糸満市字糸満1943番65と公有水面との境界線、㊿の地点と㊻の地点を結ぶ同市字糸満1943番63と公有水面との境界線及び㊻の地点と㊼の地点を結ぶ同市字糸満1943番63と公有水面との境界線により囲まれた区域

- ㊸の地点 四等三角点英3照屋城(北緯26度07分56秒8638、東経127度40分41秒6617)から267度07分08秒1112.01メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から356度20分24秒56.47メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から266度20分25秒25.74メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から176度20分44秒5.13メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から266度18分31秒0.87メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から176度19分49秒3.98メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から64度49分56秒0.09メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から120度19分47秒12.77メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から355度15分39秒5.25メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から269度00分17秒5.18メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から357度53分01秒7.28メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から84度53分07秒15.64メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から179度55分03秒7.65メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から267度11分51秒5.22メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から175度52分12秒46.15メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から69度28分54秒0.71メートルの地点

(エ) D区域 次の各地点のうち㊿の地点から㊿の地点までを順次に結ぶ糸満市字糸満29番2から同市西川町3番を経て同市西川町3番2に至る間の陸地と公有水面との境界線及び㊿の地点から㊿の地点までを順次に結ぶA区域との境界線により囲まれた区域

- ㊿の地点 四等三角点英3照屋城(北緯26度07分56秒8638、東経127度40分41秒6617)から276度17分59秒948.38メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から105度33分14秒11.69メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から16度29分54秒36.40メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から316度17分33秒110.37メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から231度31分30秒15.94メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から320度13分28秒25.88メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から272度03分23秒6.26メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から265度34分01秒9.57メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から263度27分52秒11.47メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から240度17分51秒13.96メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から308度11分08秒7.03メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から0度39分06秒5.14メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から270度04分39秒3.99メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から302度56分29秒1.24メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から210度11分16秒28.56メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から211度50分22秒9.81メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から219度43分37秒4.98メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から228度28分06秒3.80メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から110度22分17秒6.12メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から90度52分01秒6.12メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から82度05分08秒10.11メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から86度25分10秒10.11メートルの地点

- ㉞の地点 ㉞の地点から90度45分12秒10.11メートルの地点
 ㉟の地点 ㉟の地点から95度05分14秒10.11メートルの地点
 ㊱の地点 ㊱の地点から99度25分17秒10.11メートルの地点
 ㊲の地点 ㊲の地点から103度45分19秒10.11メートルの地点
 ㊳の地点 ㊳の地点から108度05分21秒10.11メートルの地点
 ㊴の地点 ㊴の地点から112度25分23秒10.11メートルの地点
 ㊵の地点 ㊵の地点から116度45分26秒10.11メートルの地点
 ㊶の地点 ㊶の地点から121度05分28秒10.11メートルの地点
 ㊷の地点 ㊷の地点から125度25分30秒10.11メートルの地点
 ㊸の地点 ㊸の地点から129度45分32秒10.11メートルの地点
 ㊹の地点 ㊹の地点から134度05分35秒10.11メートルの地点
 ㊺の地点 ㊺の地点から138度25分37秒10.11メートルの地点
 ㊻の地点 ㊻の地点から142度45分39秒10.11メートルの地点
 ㊼の地点 ㊼の地点から147度05分41秒10.11メートルの地点
 ㊽の地点 ㊽の地点から151度25分44秒10.11メートルの地点

ウ 面積

- A区域面積 9,577.48平方メートル
 B区域面積 897.19平方メートル
 C区域面積 683.46平方メートル
 D区域面積 6,680.88平方メートル
 合 計 17,839.01平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 沖縄県糸満市西崎町一丁目4番12から同市西川町29番3を経て同市字糸満1943番65に至る地内及び同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊱の地点と㊱の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㊱の地点 四等三角点英3照屋城（北緯26度07分56秒8638、東経127度40分41秒6617）から266度31分21秒1419.34メートルの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から90度00分00秒427.78メートルの地点
 ㊳の地点 ㊲の地点から21度43分00秒244.58メートルの地点
 ㊴の地点 ㊳の地点から316度17分33秒138.25メートルの地点
 ㊵の地点 ㊴の地点から274度22分18秒156.45メートルの地点
 ㊶の地点 ㊵の地点から180度05分46秒66.37メートルの地点
 ㊷の地点 ㊶の地点から248度44分05秒344.29メートルの地点

ウ 面積 131,656.32平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地及び公共施設用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第118号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第6条の規定により、沖縄コンベンションセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小禄1831番地1
- 2 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

沖縄県告示第119号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第6条の規定により、万国津梁館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小禄1831番地1
- 2 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

沖縄県告示第120号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 北中城村
- 2 事業の種類 北中城村役場庁舎別館建築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 北中城村字喜舎場西前原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

北中城村役場庁舎別館建築事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である北中城村が事業主体となって、起業地内に村役場の庁舎別館を建設するものであり、法第3条第31号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

- ア 事業の施行により得られる公共の利益について

北中城村役場は、平成19年度に敷地の一部が宜野湾北中城線公共地方道工事に供された。それに伴い、事務室及び会議室を備えた別館庁舎が取り壊され、駐車場も縮小された。そのため、庁舎及び駐車場が手狭となり、役場の業務に支障をきたしている。

このような状況に対応するため、起業地内に軽量鉄骨2階建造の別館庁舎及び駐車場を整備する本件事業が計画された。本件事業により、会議室及び事務室が新たに配置され、駐車場が拡張されることから、より充実した住民サービスが提供され、村民福祉の向上に寄与するものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいものと認められる。

- イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地は、大部分が更地となっており、特に保全すべき動植物及び文化財は存在しないことから、失われる利益は軽微であると認められる。

- ウ 比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると認められる。

- (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

- ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、平成19年度に役場敷地の一部が宜野湾北中城線公共地方道工事に供されたため、庁

舎及び駐車場が手狭となっており、役場の業務に支障を来していることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 北中城村総務課

沖縄県告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年沖縄県告示第466号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・沖5号室川線
- 3 事業施行期間 平成12年6月27日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年沖縄県告示第467号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・1・沖1号市庁舎前線
- 3 事業施行期間 平成12年6月27日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第607号で認可した

中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・沖8号諸見里・桃原線
- 3 事業施行期間 平成14年7月5日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年沖縄県告示第498号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・沖7号安慶田中線
- 3 事業施行期間 平成15年6月20日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第125号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成21年3月3日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成21年2月13日 沖縄県指令土第74号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - ア 第1区域 与那原町字板良敷仲西当原636番地、同土地に接する無地番地及び同字板良敷当添原639番地の地先公有水面並びに同字板良敷仲西当原613番1から613番2を経て619番に至る間の土地に接する無地番地に接する国有海浜地の地先公有水面
 - イ 第2区域 与那原町字板良敷島田原489番1から496番を経て同字板良敷仲西当原542番2に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面
 - ウ 第3区域 与那原町字板良敷島田原478番及び479番に接する国有海浜地の地先公有水面
 - (2) 区域

ア 第1区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から84度20分26秒52.60メートルの地点を円心とする半径52.60メートルの円周で②の地点と③の地点を結ぶ南西側の円弧、③の地点と④の地点を結んだ線、④の地点から192度16分35秒202.43メートルの地点を円心とする半径202.43メートルの円周で④の地点と⑤の地点を結ぶ北側の円弧、⑤の地点と⑥の地点を結んだ線、⑥の地点から197度48分52秒206.09メートルの地点を円心とする半径206.09メートルの円周で⑥の地点と⑦の地点を結ぶ北側の円弧、⑦の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線、⑩の地点と⑪の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L.+1.90メートル）における公有水面との境界線、⑪の地点から202度25分53秒196.36メートルの地点を円心とする半径196.36メートルの円周で⑪の地点と⑫の地点を結ぶ北側の円弧、⑫の地点と⑬の地点を結んだ線、⑬の地点から12度14分34秒58.47メートルの地点を円心とする半径58.47メートルの円周で⑬の地点と⑭の地点を結ぶ南西側の円弧及び①の地点と⑭の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L.+1.90メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点運玉森（吉2）（北緯26度12分46秒2079、東経127度45分00秒1185）から136度58分14秒3,009.30メートルの地点

②の地点 ①の地点から174度14分59秒11.09メートルの地点

③の地点 ②の地点から138度16分37秒61.90メートルの地点

④の地点 ③の地点から102度15分21秒46.47メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から105度03分23秒19.49メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から18度48分35秒3.68メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から111度27分35秒25.20メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から157度59分30秒5.56メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から115度52分11秒2.69メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から116度41分37秒21.70メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から286度37分21秒37.02メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から287度35分26秒34.85メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から282度17分10秒46.39メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から315度14分40秒63.61メートルの地点

イ 第2区域 次の各地点のうち⑮の地点から278度39分39秒75.90メートルの地点を円心とする半径75.90メートルの円周で⑮の地点と⑯の地点を結ぶ東側の円弧、⑯の地点と⑰の地点を結んだ線、⑰の地点から104度10分21秒47.12メートルの地点を円心とする半径47.12メートルの円周で⑰の地点と⑱の地点を結ぶ南西側の円弧、⑱の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から228度10分15秒153.26メートルの地点を円心とする半径153.26メートルの円周で㉑の地点と㉒の地点を結ぶ北東側の円弧、㉒の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線、㉔の地点と㉕の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L.+1.90メートル）における公有水面と陸地との境界線、㉖の地点から236度42分57秒140.28メートルの地点を円心とする半径140.28メートルの円周で㉖の地点と㉗の地点を結ぶ北東側の円弧、㉗の地点と㉘の地点を結んだ線、㉘の地点から48度08分06秒62.39メートルの地点を円心とする半径62.39メートルの円周で㉘の地点と㉙の地点を結ぶ南西側の円弧、㉙の地点から㉚の地点までを順次に結んだ線及び⑮の地点と㉚の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L.+1.90メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑮の地点 四等三角点運玉森（吉2）（北緯26度12分46秒2079、東経127度45分00秒1185）から133度43分39秒2,765.65メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から195度27分54秒7.37メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から194度16分05秒1.56メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から169度23分19秒39.42メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から234度26分38秒2.17メートルの地点

㉑の地点 ⑲の地点から143度04分57秒5.79メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から139度29分53秒2.88メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から141度48分30秒18.56メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から135度47分43秒3.01メートルの地点

- ㉔の地点 ㉓の地点から104度48分38秒12.58メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から149度52分15秒1.81メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から261度04分34秒23.86メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から322度39分25秒20.97メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から318度19分17秒2.95メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から346度05分33秒58.70メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から14度09分40秒1.56メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から12度34分04秒3.34メートルの地点

ウ 第3区域 次の各地点のうち㉔の地点から68度38分18秒247.52メートルの地点を円心とする半径247.52メートルの円周で㉔の地点と㉓の地点を結ぶ南西側の円弧、㉓の地点と㉒の地点を結んだ線、㉒の地点から239度50分42秒252.54メートルの地点を円心とする半径252.54メートルの円周で㉒の地点と㉑の地点を結ぶ北東側の円弧及び㉑の地点と㉑の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L.+1.90メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ㉑の地点 四等三角点運玉森（吉2）（北緯26度12分46秒2079、東経127度45分00秒1185）から131度15分36秒2,556.44メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から154度06分17秒38.11メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から151度27分36秒0.78メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から153度42分53秒33.71メートルの地点

(3) 面積

- 第1区域 1,197.04平方メートル
- 第2区域 1,379.44平方メートル
- 第3区域 81.11平方メートル
- 合 計 2,657.59平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成14年7月30日 沖縄県指令土第1231号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 与那原町

沖縄県告示第126号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成21年3月3日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成21年2月13日 沖縄県指令土第75号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

- (1) 認可を受けた者 与那原町字上与那原16番地 与那原町
- (2) 代表者 与那原町字上与那原148番地5 与那原町長 古堅國雄

3 埋立区域

(1) 位置

ア 第1区域 与那原町字板良敷仲西当原636番及び613番1から613番2を経て619番に至る間の土地に接する無地番地に接する国有海浜地の地先公有水面

イ 第2区域 与那原町字板良敷島田原489番1から496番を経て同字板良敷仲西当原542番2に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1区域 次の各地点のうち①の地点から78度10分57秒58.42メートルの地点を円心とする半径58.42メートルの円周で①の地点と②の地点を結ぶ南西側の円弧、②の地点と③の地点を結んだ線、③の地点から192度15分09秒196.51メートルの地点を円心とする半径196.51メートルの円周で③の地点と④の地点を結ぶ北側の円弧及び①の地点と④の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L.+1.90メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点運玉森（吉2）（北緯26度12分46秒2079、東経127度45分00秒1185）から137度15分11秒3,019.81メートルの地点

②の地点 ①の地点から135度14分40秒63.61メートルの地点

③の地点 ②の地点から102度17分10秒46.39メートルの地点

④の地点 ③の地点から107度35分26秒34.85メートルの地点

イ 第2区域 次の各地点のうち⑤の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から105度38分40秒62.50メートルの地点を円心とする半径62.50メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点を結ぶ西側の円弧、⑧の地点と⑨の地点を結んだ線、⑨の地点から228度08分40秒140.37メートルの地点を円心とする半径140.37メートルの円周で⑨の地点と⑩の地点を結ぶ北東側の円弧及び⑤の地点と⑩の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L.+1.90メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑤の地点 四等三角点運玉森（吉2）（北緯26度12分46秒2079、東経127度45分00秒1185）から133度57分36秒2,754.04メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から192度34分04秒3.34メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から194度09分40秒1.56メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から166度05分33秒58.70メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から138度19分17秒2.95メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から142度39分25秒20.97メートルの地点

(3) 面積

第1区域 384.18平方メートル

第2区域 1,890.01平方メートル

合 計 2,274.19平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成14年7月30日 沖縄県指令士第1230号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 与那原町

沖縄県告示第127号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の5第2項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定による一団地（以下「対象区域」という。）内の建築物の位置及び構造の認定について、対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、当該認定を取り消した。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 対象区域 石垣市字登野城589番

2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県八重山支庁土木建築課

3 認定の取消し年月日及び指令番号 平成21年2月10日 沖縄県指令士第71号

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成21年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 前期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子

供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業、いす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業、石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真銀塩作業、肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

イ 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、機械保全（電気系保全作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、写真（肖像写真作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ウ 単一等級 産業洗浄（高圧洗浄作業、学科試験のみ実施）、塗料調色（調色作業）及び路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成21年6月8日（月曜日）から同年9月13日（日曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 日程 平成21年8月30日（日曜日） 職種 建設機械整備（1級及び2級ペーパーテスト）	受検者あてに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 平成21年7月26日（日曜日）に実施する職種（写真職種を除く3級） 園芸装飾、機械加工、とび、造園、機械保全、左官及びフラワー装飾 2 平成21年8月23日（日曜日）に実施する職種 造園、サッシ施工、塗装、産業洗浄、とび及び防水施工 3 平成21年8月30日（日曜日）に実施する職種 機械加工、建設機械整備、内装仕上げ施工、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ 4 平成21年9月2日（水曜日）に実施する職種 写真 5 平成21年9月6日（日曜日）に実施する職種 園芸装飾、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾	受検者あてに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
合格発表	1 写真職種を除く3級 平成21年8月28日（金曜日） 2 その他の級及び3級写真職種 平成21年10月2日（金曜日）	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成21年4月2日（木曜日）から同月15日（水曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種（作業） 3級、基礎1級及び基礎2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱制箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

注 随時実施に掲げる職種のうち3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り、受けることができるものとする。

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 平成21年4月1日（水曜日）から平成22年3月31日（水曜日）までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

3 その他 詳細については、沖縄県観光商工部雇用労政課（電話番号098-866-2366）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号098-862-4278）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 都市計画の名称 1・3・1号那覇空港自動車道

2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市字鏡水、字安次嶺、字当真、字赤嶺、字高良、字宮城、字具志及び具志3丁目並びに豊見城市字瀬長、字与根、字田頭及び字名嘉地

3 縦覧期間 平成21年3月3日から同月17日まで

- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び豊見城市経済建設部都市整備課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・1・2号豊見城糸満バイパス
- 2 都市計画を変更する土地の区域 豊見城市字瀬長
- 3 縦覧期間 平成21年3月3日から同月17日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び豊見城市経済建設部都市整備課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・2・2号国道331号
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市字高良、字宮城、字具志及び具志3丁目並びに豊見城市字瀬長
- 3 縦覧期間 平成21年3月3日から同月17日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び豊見城市経済建設部都市整備課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・2・17号国道331号
- 2 都市計画を変更する土地の区域 豊見城市字瀬長
- 3 縦覧期間 平成21年3月3日から同月17日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び豊見城市経済建設部都市整備課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成21年3月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年6月26日 沖縄県指令土第656号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛658番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市城間四丁目23番5号201号 知念孝昌
- 5 検査済証番号 平成21年2月26日 第2694号
- 6 工事完了年月日 平成21年2月10日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円